

第一種指定電気通信設備の接続料の算定における 適正利潤について

令和4年2月20日

事 務 局

1. 検討の経緯

- F T T Hアクセスサービスの主要な提供手段のひとつである、第一種指定電気通信設備を用いる**卸電気通信役務**（N T T東日本・西日本の光サービス卸）**については**、令和4年度電気通信事業法改正（令和5年6月16日施行）において、協議の適正性を確保するための制度整備を行ったところであり、**当面は施行後の状況変化を注視**していく必要がある。他方、第一種指定電気通信設備との**接続によるF T T Hアクセスサービスの提供については**、サービスの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後とも多様な事業者によって広く活用されることを期待すべき提供形態であるところ、**接続事業者にとって利用しやすいものとしていくため、適切な接続料の算定方法について引き続き議論を深めていく必要**がある。
- この点、令和4年度接続料改定において「報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、今後の報酬額の推移について注視するとともに、**報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当**」との審議会の考え方が示された（令和4年3月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）ところであり、**本年5月目処に、N T T東日本・西日本から将来原価方式による加入光ファイバ接続料の改定に係る接続約款変更の認可申請がある予定**（※）であることから、本研究会において、接続料における**適正利潤に係る次の論点について検討すべきではないか**。

（※）光ファイバの経済的耐用年数に係る議論等に時間を要するため、実際原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（令和5年1月16日（月）申請済）とは別に申請があるもの。

■ 令和4年度の接続料改定における意見募集の結果

意見	再意見	審議会の考え方
<p>○ 令和2年度（FY20）実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の加入光ファイバ将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請の予測値と比べて報酬の実績値は減少したものの、〈参考1：略〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、また、NTT東西殿の自己資本比率も高い水準で推移しており、景気の良化などで自己資本利益率が上昇すれば、報酬額・接続料が大きく上昇することも懸念される状況です。</p> <p>○ こうした状況に鑑みれば、令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。 〈後略〉</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク株式会社）</p>	<p>○ 接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものと考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、資本コスト（報酬）の構成比が高まっている主な要因は以下のとおり設備管理運営費が大幅に減少してきたこと等であり、それ自体に問題のあるものではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 果断の効率化努力により費用削減を進めてきたこと ✓ 償却方法の定額法への移行や耐用年数の見直しといった会計制度変更により、各年度の減価償却費が大きく減少したこと ✓ 会計制度変更により減価償却費が減少したこととのトレードオフで、レートベースの基となる正味固定資産価額が減少しづらくなったこと <p>〈後略〉</p> <p style="text-align: right;">（NTT東日本・西日本）</p> <p>※その他、株式会社オプテージより意見あり</p>	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、<u>今後の報酬額の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当</u>と考えます。〈後略〉</p>

2. 接続料の算定における適正利潤について

- 第一種指定電気通信設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に**適正な利潤**を加えたものを算定するものとして、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであることが認可基準とされている（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第4項）。
- 適正な利潤は、第一種指定電気通信設備の**機能の提供に用いられる資産の資本調達コスト**と位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

■ 接続料規則に基づく接続料の算定方法

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (第8条第1項)}}{\text{通信量等(需要) (第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備 設備管理運営費 (第9条・第10条)} + \text{他人資本費用 (第11条)} + \text{自己資本費用 (第12条)} + \text{利益対応税 (第13条)} + \text{調整額 (第12条の2)}}{\text{機能ごとの通信量等の直近の実績値 (将来原価方式の場合：将来の合理的な通信量等の予測値) (第14条第2項)}}$$

■ うち、適正な利潤の算定方法

（設備毎の正味固定資産価額から算定）
（全社の資本構成比率から算定）

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率}$$
$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

$$\text{期待自己資本利益率} \text{ (「CAPM的手法」により算定)} = (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

（国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0）

CAPM的手法におけるβ：市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値

$$\text{利益対応税} = \text{レートベース} \times \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ + \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \times \text{利益対応税率}$$

（法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

(1) β 値の適正性について

- 自己資本利益率の算定では、設備投資に係る資本調達コストを適正な範囲で賄えるような水準を基本としつつ、**事業の安定性とリスクを織り込んだ指標とするため「CAPM的手法」を用いている。**
- CAPM的手法における β 値については、「主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。」（第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第4項）とされているところ、現在、 $\beta=0.6$ と設定されている。
- これは、接続料の平成11年度の再計算に基づく接続料改定（平成11年12月13日申請、平成12年3月6日認可）において、「NTTと同様の設備産業である電力事業が直近の料金改定時に用いた値（0.6）を採用」して以降、継続的にこの値が用いられているものである。
- なお、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日情報通信審議会答申）では、接続料算定における**調整額制度**の導入を適当とした上で、調整額制度を導入した場合、
 - ・ **毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなる**ことから、**管理部門のリスクは、調整額制度導入前に比して減少する**と考えられる（ただし、この場合であっても、NTT東西の管理部門が設置した設備が同社の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残る）こと、
 - ・ リスクを勘案して設定する**自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある**ことについて指摘があったため、総務省においてNTT東日本・西日本に β 値の設定方法に関する検討を要請した。検討結果については、**実際費用方式に基づく平成19・20年度の接続料等の改定**（平成20年1月9日申請、同年3月28日認可）において、「NTT東日本・西日本と「類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格の β 値」に基づき β 値を検証し、乖離が僅少であったことから、前年同」（ $\beta=0.6$ ）とされた。

- 設定から20年、検証から10年が経過した β 値について、現在までの状況変化等を踏まえて、**適正な設定について再検討すべきではないか。**
- β 値を設定するうえで、特に**第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスク**をどのように勘案すべきか。
- NTT東日本・西日本の第一種指定電気通信設備管理部門のリスクを表す β 値が、日本電信電話株式会社（持株会社）の株式価格に基づく β 値（現行値0.566（※1））よりも高いと考えることは適当か。また、NTT東日本・西日本と同様に日本電信電話株式会社の子会社であり、移動通信事業を行うNTTドコモの接続料算定に用いる β 値（現行値 （※2））と比較して適当か。

（※1）平成31年度から令和3年度までの株式価格に基づき算定。

（※2）NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク各社の株価（NTTドコモについては、NTT持株） β を加工（アンレバー）し、加重平均した後、NTTドコモの財務リスクをリレバーしたもの。

■ 平成11年度～

●(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書(平成10年11月6日公表) - CAPM的手法の採用

料金等における自己資本利益率の水準の決定に際しては、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本とするべきである。これについては、電気・ガスといった公益事業の料金や、英国におけるBTの接続料の決定といった事例を見ると、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いてその自己資本利益率とされることがある。NTTの接続料の算定についても、基本的に同様な考え方を勘案することには、一定の合理性が認められる。

具体的には、資本資産評価モデル(CAPM:Capital Asset Pricing Model)において採られている考え方を応用・適用する考え方が存在する。(…)ここで得られる期待収益率の算出方法を、NTTの接続料の算定における自己資本利益率の設定にそのまま適用することの是非については、なおその諸要素について吟味していく必要があるが、接続料における自己資本利益率の設定に際してこの考え方にに基づき算出されたものを勘案材料の一つとすることは、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定しようというものであり、適当と認められる。

●(第一種)指定電気通信設備の接続約款の設定(平成11年7月1日認可) 算定根拠資料におけるNTT東日本・西日本の説明 - $\beta = 0.9$

β 値については①主要企業の自己資本利益率の変化に対するNTTの自己資本利益率の感応度(会計 β 値)、②主要企業の株式価格の変化に対するNTT株式の感応度(市場 β 値)を用いる方法があるが、

- ・①については、NTT地域事業部の β 値5.12、NTT全社の β 値2.43であり、 β 値の絶対値が大きく、主要企業の自己資本利益率と当該利益率の間に優位な相関性が認められるかについては、疑義がある。
- ・②については、NTTの市場 β 値は0.97(H10.3末)であるが、この値はNTT長距離を含む全社の値であり、指定設備管理部門のみのリスクを勘案する必要があるが、ここでは便宜上、他の公益設備産業で市場 β 値がNTTの実績に近いガス事業の料金算定に用いられている β 値0.9を採用することとした。

●(第二次)接続料の算定に関する研究会報告書(平成11年7月26日公表) - β の設定方法の検討

β 値の設定については、(第1次)接続料の算定に関する研究会報告書では2つの考え方を併記し、平成10年度の接続料再計算に際してはその双方を勘案することとしていた。

そのうちの1つは(1)「主要企業の株式価格の変化に対するNTT株式の感応度を元に β 値を求めるという考え方」であった。これについては、「その値がNTTの長距離通信部門を含む形で計測されることとなるので、例えば他産業の例を参考とするなど、適切な調整が行われることが必要である」との指摘が第1次研究会報告書でもなされ、また、現在持株会社となっている日本電信電話株式会社の株価の動向には外生的要因が大きいので、これを用いて算定すること自体に批判的な意見もある。

併記されていたもう一方は、(2)「主要企業の自己資本利益率の変化に対するNTTの自己資本利益率の感応度を用いて β 値を算出するという考え方」であった。これについては、「地域通信事業部の実績自己資本利益率を用いることができるが、主要企業の自己資本利益率と当該利益率との間に有意な相関性が認められるかの吟味が必要になる」との指摘が第1次研究会報告書でなされている。

【結論】

指定電気通信設備設置事業者の接続料の算定に際しては、上記(2)の考え方については平成10年度においては有意な数値が検出されず、(2)の考え方の有意性については引続き実際の運用を通じて検証していく必要があるが、これを参考としつつ、当面は(1)を基本とし、他産業の例などを参考として適正に調整した値として β 値を導出していくことが適当である。この値は、年度毎の接続料の再計算前にその年度について決定することが適当である。

●(第一種)指定電気通信設備の接続約款の変更(平成12年3月6日認可) 算定根拠資料におけるNTT東日本・西日本の説明 - $\beta = 0.6$

β 値については、NTTと同様の設備産業である電力事業が直近の料金改定時に用いた値(0.6)を採用した。

■ 平成18年度・平成19年度

●コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日情報通信審議会答申) – 調整額制度導入を踏まえたβ値

(…) 案③ [注：現行の調整額制度] によれば、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる [原注：この場合であっても、NTT東西の管理部門が設置した設備が同社の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残る。]。

したがって、案③を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。

<答申(案)に対する意見及び考え方(抜粋)>

意見	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後精算制度の見直し方法として、案③を採用する場合、NTT東西は接続料コストが完全に回収できることから、過剰な報酬を得ることのないよう、接続料算定に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレートを適用する必要があると考えます。 ○ NTT東西の設備利用効率に係るリスクについては、NTT東西の接続料算定において勘案すべきものではないものと考えます。 (ソフトバンクBB、BBテクノロジー、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ○ 自己資本利益率の算定の見直しをおこなうことは本答申(案)に記載されているとおり適切であり、案③の採用とセットで検討すべき内容と考えます。また、その際適用する自己資本利益率は、網改造料同様のリスクフリーレートを用いるべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本答申において示したとおり、案③を採用した場合であっても、NTT東西の管理部門が設置した設備が同社の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残ることから、自己資本利益率にリスクフリーレートを適用することは適当ではない。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の答申案は、答申案では、「1/2精算から完全精算への変更により、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法について変更する必要がある」としていますが、今回の精算方法の見直しによって、自己資本利益率を変更することは、以下の理由から不適切であり、実施すべきではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 答申案は、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少する」とされていますが、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあり、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、事業リスク自体が変わるわけではないこと。 ② これまで自己資本利益率は、1/2のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、予測トラヒックにより設定し事後精算を行わないLRICも同じ水準に設定されており、投下資本の回収リスクについては、特定の精算方式に関わらず同一に設定していること。 <p style="text-align: right;">(NTT持株)</p> <p>※東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社より類似の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本答申では、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断しているわけではないことから、御指摘の点は誤りである。 また、意見においては需要のサイクルについて指摘されているが、当該サイクルにおいて需要と費用の関係は成長期と衰退期で必ずしも対称とならないことや、実績原価方式が主として需要が安定した段階以降の接続料算定に用いられることを踏まえれば、当該指摘は、事後精算制度見直しの前後において回収総額が基本的に変わらないと結論づける論拠としては十分であるとはいえない。 なお、現行の接続料算定において自己資本利益率の設定に接続料算定方式の違いによるリスクの差異を厳密に反映していないことは、今回の接続ルールの見直しにおいて自己資本利益率を見直すことが不適当であることにはならない。

●電気通信事業法施行規則等の一部改正について(平成19年6月21日情報通信審議会答申) – 上記答申を踏まえた省令整備

平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対し求めるとともに、当該β値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。

●自己資本利益率の算定に用いるβ値の見直しについて(要請)(平成19年7月9日総基料第141号) – NTT東日本・西日本に対する検討要請

接続料規則の一部改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直すこと。

■ 平成20年度～

● 第一種指定電気通信設備の接続約款の変更(平成20年3月28日認可) 算定根拠資料におけるNTT東日本・西日本の説明 - 検証結果

β値については、当社と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき、日次ベース及び週次ベースそれぞれ、計測期間を過去1年、過去3年、過去5年で算定したところ0.55～0.65となり、現行の0.6と乖離が僅少であることから、**現行と同じ0.6**とした。

NTT東日本・西日本からの報告内容

○算定結果(報告値)

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西
β値	0.55～0.65	0.61～0.72	0.58～0.68
平均値	0.59	0.65	0.62
中央値	0.58	0.64	0.61

○対象となる類似企業

類似企業対象は、各国の通信業界の主要企業である10社(※)とした。中国の2社(China Telecom及びChina Netcom)については、β値の算定期間を5年間とした場合のデータが把握できないことから、類似企業対象から除外した。

(※) AT&T Inc. (米国)、Verizon Communications Inc. (米国)、BT Group (英国)、France Télécom (フランス)、Deutsche Telekom (ドイツ)、Telecom Italia S.p.A. (イタリア)、Telefónica S.A. (スペイン)、Telstra Corp. (オーストラリア)、KT Corporation (韓国)、Teliasonera AB (スウェーデン)

○類似企業のβ値から、財務リスクを取り除く際の負債株主資本比率

各類似企業のβ値から、財務リスクを取り除く際の負債株主資本比率については、それぞれβ値を算出する際の算定期間(1年・3年・5年)に合わせた負債株主資本比率(過去1年稼働・過去3年稼働平均・過去5年稼働平均)を使用した。

○類似企業のβ値からNTT東西のβ値を算出する際の負債株主資本比率

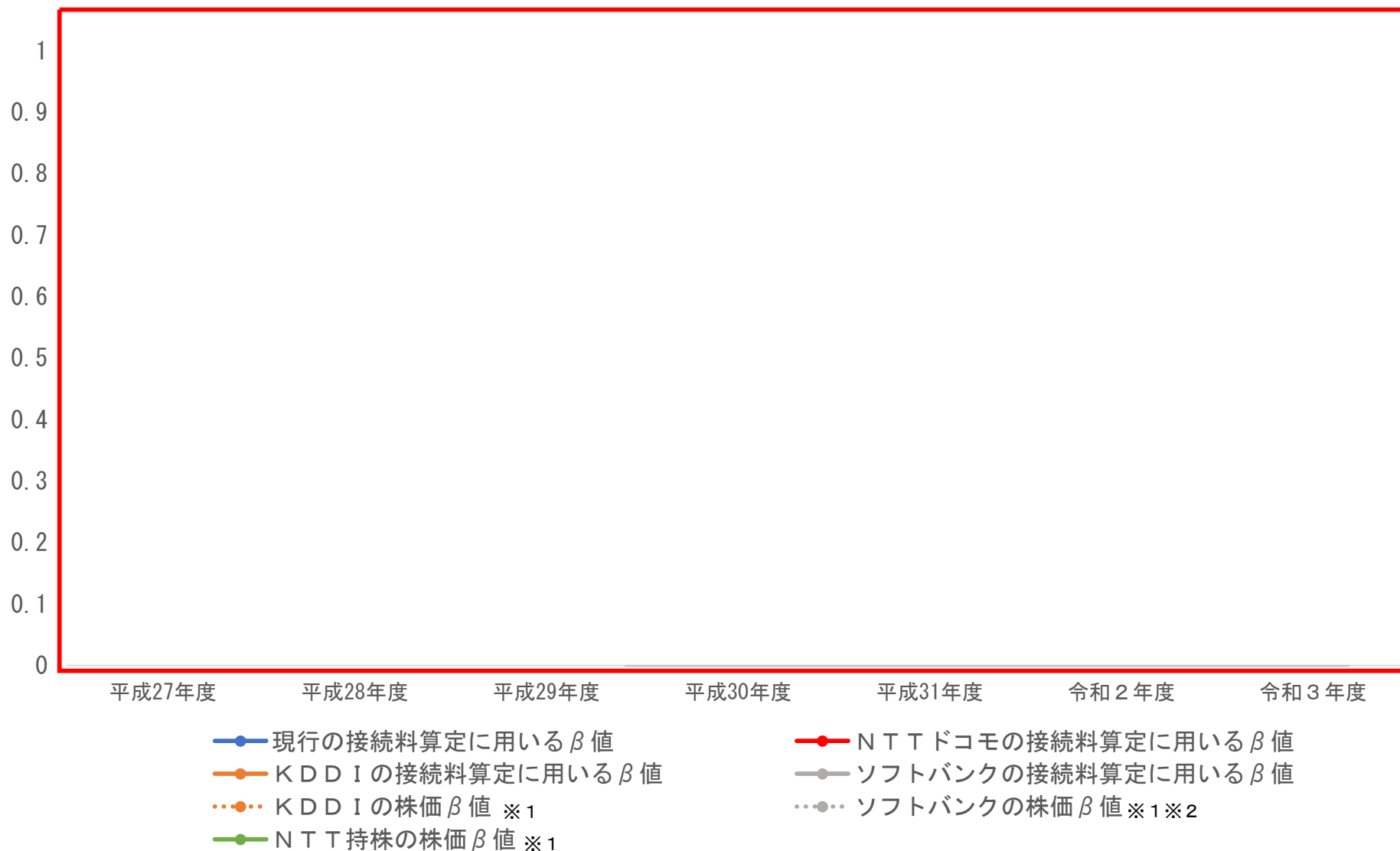
類似企業の財務リスクを取り除いたβ値の類似企業平均値から、NTT東西の財務リスクを加味したβ値を算定する際の負債株主資本利益率については、今後諸要因により事業環境が大きく変化する中で、安定した比率を用いることが望ましいことから、再編後からの比率を平均した負債株主資本比率(過去7年稼働平均)を用いることとした。

<意見募集結果において示された審議会の考え方> (KDDI、イー・アクセス、イー・モバイル意見及びKDDI、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、NTT東日本・西日本再意見に対する考え方)

一般に、接続料における自己資本利益率については、第一種指定電気通信設備への適切な投資とその安定的運営が確保される水準に設定すべきであり、具体的な利益率の値は、あくまでNTT東西の管理部門と類似する企業におけるリスク等を踏まえて算定することが適当である。

この点、NTT東西は非上場会社であることから、今回、NTT東西から報告のあったβ値の見直しについては、コーポレート・ファイナンスの分野では類似企業のβ値に基づいて算定する手法が一般的であることを踏まえ、NTT東西の事業と類似の事業を営む主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき算定したものである。その算定結果については、中央値及び平均値いずれも現行のβ値からの乖離が僅少であることから、結果的に現行のβ値と同水準とするものであり、妥当なものと考えられる。

なお、意見にあるとおり、今回見直しのあったβ値は、恒久的な値として捉えることは適当でなく、電気通信分野における市場構造等が大きく変化する場合など、適宜適切に見直しを行うことが適当と考えられる。



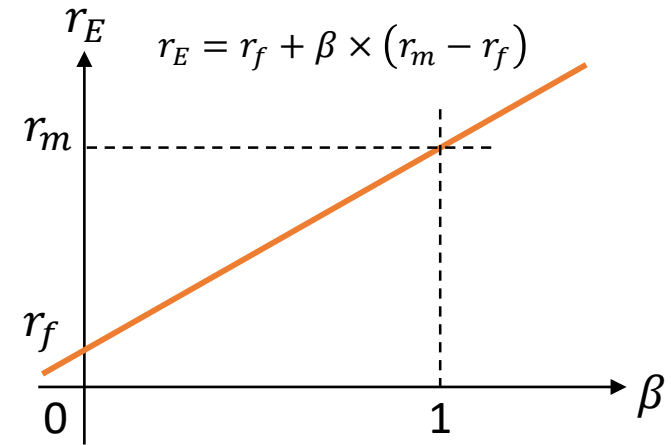
※1 期待自己資本利益率算定年度以前3年度の株式価格の日次データを基に算定した株価 β

※2 平成30年12月に上場。

- 資本試算評価モデル（CAPM: Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

■ CAPMの考え方における期待収益率

- ・ CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「 β 」が分かれば、その株式の期待利益率（右図の r_E ）は、市場自己資本利益率（右図の r_m ）とリスクフリーレート（右図の r_f ）をパラメータとした、 β の一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）
- ・ β は、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、 β は高くなる。



■ 接続料の算定方式への導入経緯

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書（前掲）での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。
- ・ 第二種指定電気通信設備の接続料算定においても、「電気通信市場の環境変化に対応した接続料の在り方について」（平成21年10月16日情報通信審議会答申）を踏まえ、平成22年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（現在は「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に統合）の策定時に、CAPM的手法が導入された。ただし、「ボトルネック設備を用いる事業か否かでは事業リスクが異なる」（同答申）ことを踏まえ、第一種指定電気通信設備制度とは異なり、上限値を設けていない。
- ・ 第二種指定電気通信設備制度においてはその後、CAPM的手法を用いた期待自己資本利益率の算定について、
 - ✓ モバイル接続料算定に係る研究会（平成25年6月報告書公表）
 - ✓ モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム（平成28年11月報告書公表）
 - ✓ 接続料の算定等に関する研究会（第五次報告書）（令和3年9月公表）等の議論を踏まえ、算定方法の見直しが図られている。

(2) 他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性について

- 期待自己資本利益率の算定に用いる他産業における主要企業の平均自己資本利益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋、福岡)の上場企業(令和5年度の接続料改定において2347社)の実績財務データにより算定されているが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きな変動が生じているところ。

- 現状の算定方法は、適正利潤の考え方に照らして誤ったものではないものの、新型コロナウイルス感染症のような外的要因により適正利潤の水準が大きく変動することは、接続事業者の事業における予見可能性に悪影響を与えるため、より適切な算定方法について検討すべきではないか。
- 例えば、第二種指定電気通信設備に係る接続料を算定する際に用いられる長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを用いて算定することについて、どのように考えるか。

第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定における主要企業の平均自己資本利益率について

- MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定、令和3年12月最終改定)

2(2)2)イ(オ)接続料の算定 オ)主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

- モバイル接続料算定に係る研究会報告書(平成25年6月公表)

第2章 4. 利潤 (3) 自己資本利益率の算定 ③考え方

(…) リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではなく、事業者間で統一した数値を用いることが公平性確保の観点から適当である。 具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当である。(…)

- 主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの

1952年から年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportについて

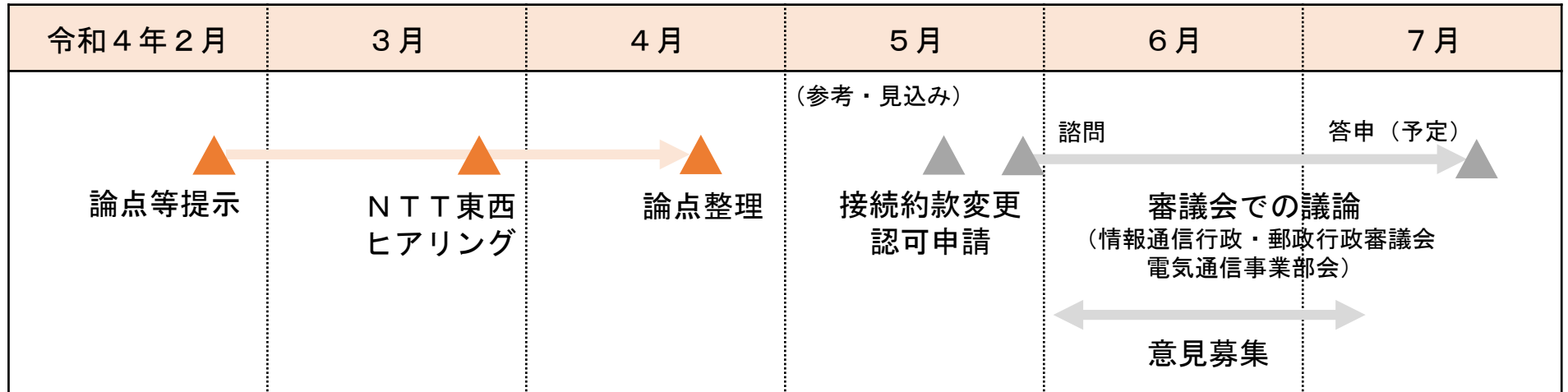
Ibbotson Associates(イボットソン・アソシエイツ)の資本コスト関連データは、日本のみならず世界中の企業において、新規事業のハードルレートの設定、M&A、経済的な付加価値を考慮した企業評価、海外事業部門の公平な業績評価などに利用いただいています。

(日経メディアマーケティング株式会社HPより)

赤枠内構成員限り

※令和4年度以降については、令和3年度の数値が継続するものと仮定





○ 第68回会合（2/20（本日））

- ・ 論点及びスケジュール等の案について事務局から提示

○ 3月下旬目途

- ・ 第一種指定電気通信設備設置事業者（NTT東日本・西日本）からヒアリング

○ 4月下旬目途

- ・ ヒアリング等を踏まえ、論点整理（案）について、事務局から提示、議論

（参考・見込み）

○ 5月目途

- ・ NTT東西から、加入光ファイバの接続料の改定を行う接続約款変更の認可申請
- ・ 総務省において認可が適当と認めた場合には、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問

○ 7月目途

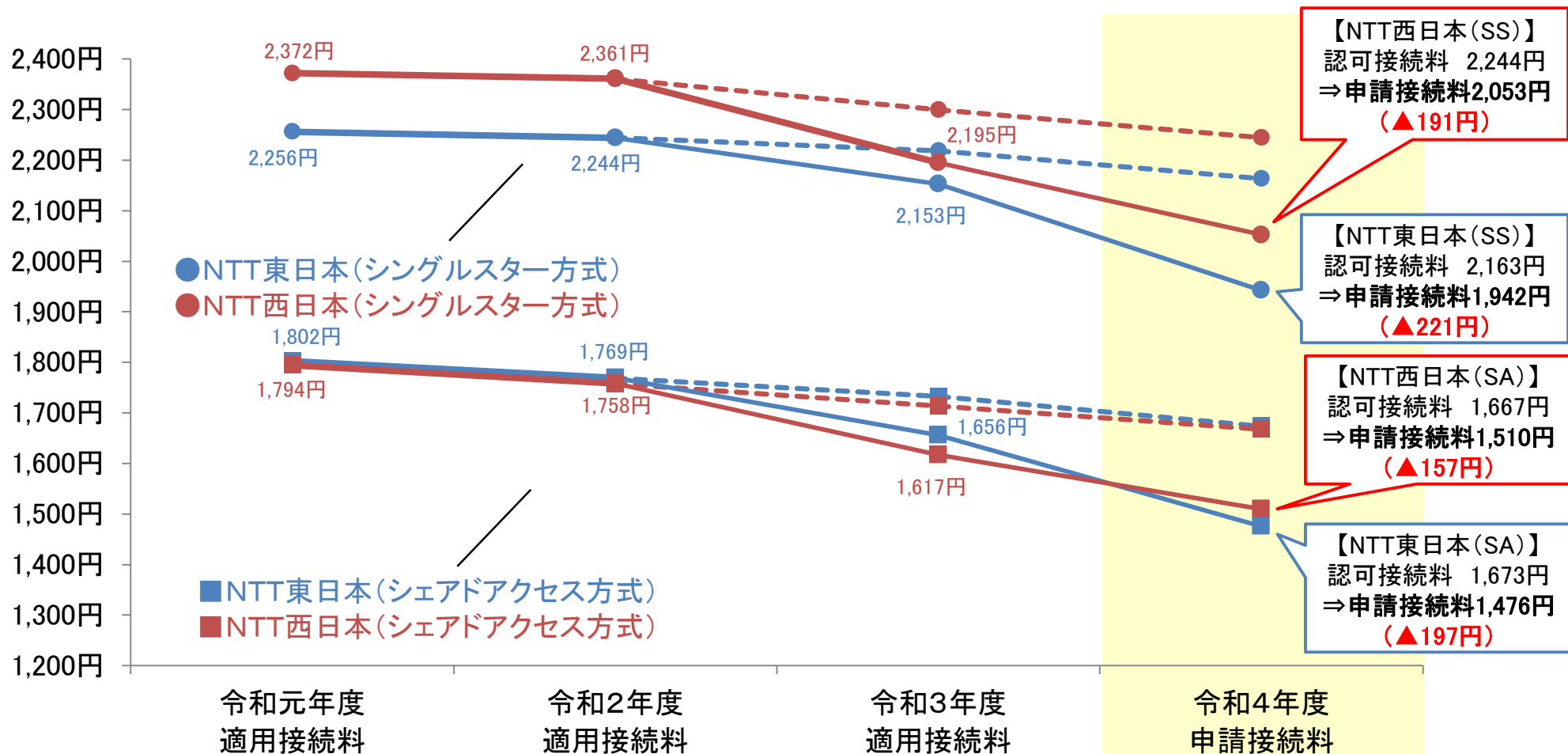
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会から認可が適当との答申があった場合には、接続約款変更を認可

加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の推移

令和4年1月14日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第119回)
 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)について(諮問第3148号)資料より

- 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、**令和2年度から令和4年度にかけて低減する水準で認可済み。**
- **令和4年度に適用される接続料は、乖離額調整の結果、認可済接続料よりも低減。**
 (令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による**報酬の減少**^{※1}等により原価の実績値と見込み値の差額が収入の実績値と見込み値の差額を上回ったことに伴い、認可済接続料と比べて、シングルスター方式において、NTT東日本:**221円**、NTT西日本:**191円**の**低減**。同様の理由により、シェアドアクセス方式においては、NTT東日本:**197円**、NTT西日本:**157円**の**低減**。)

※1 報酬の算定に用いている自己資本利益率について、前回申請時の5.21%から4.31%に減少。



※2 シェアドアクセス方式は加入光ファイバ(主端末回線)、FTM、局外スプリッタ、施設設置負担加算料の合計、シングルスター方式は加入光ファイバとFTM、施設設置負担加算料の合計。